

## 小牧市スポーツ公園総合体育館内広告取扱者募集要項

小牧市スポーツ公園総合体育館内に広告板等を取り付けて広告物の掲出を行う広告取扱者を募集します。

### 1 施設の概要

- (1) 名 称 小牧市スポーツ公園総合体育館（以下「体育館」という。）
- (2) 所 在 地 小牧市大字間々原新田737番地
- (3) 開場時間 午前8時30分～午後9時30分（休場日 毎月第4木曜日、年末年始）
- (4) 来場者数 311,047人（令和6年度実績）

### 2 募集の内容等

- (1) 募集 体育館において広告を取り扱う広告取扱者 1者

- (2) 広告取扱者が広告を掲出できる期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- (3) 掲出可能な広告

ア 掲載場所 エントランスホール内柱面（別紙1参照）

イ 広告の大きさ・枠数 柱3本以内

柱1本（4面）につき

〔 縦 約3,300mm以内×横 約600mm以内（外寸） 2面  
縦 約3,300mm以内×横 約800mm以内（外寸） 2面〕

ウ 広告の内容 小牧市広告掲載要綱、小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領に従うもの

- (4) 都市公園における行為の許可に係る使用料

1月につき使用面積1平方メートルあたり5,240円

（ただし、使用面積が1平方メートル未満であるとき、又はこの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする）

- (5) 広告掲出料 ① (4) の使用料とは別に広告掲出の有無にかかわらず広告掲出料を市へ納入する必要があります。

②広告掲出料の額は、月額1,050円以上で申込者が提案した額（税込み）とします。

- (6) その他の条件

①壁面に掲出する広告は、広告板（枠）、パネル、シート、フィルム等によるものとし、安全性が確保される方法で柱面に固定してください。なお、広告の設置にあたっては、仕様や壁面への固定方法、原状回復方法及び設置日について市と事前に協議してください。

②広告掲出にあたっては、市と広告業務に係る契約を締結する必要があります。

③掲出する広告の募集は、応募者が行ってください。

④広告の掲出及び取外しは、応募者の責任において行い、これに必要な経費は応募者が負担してください。

⑤上記「2募集の内容等 (3) ウの広告の内容」については、体育館内における広告

掲出が、当該施設の円滑な運営に支障が生じる恐れがないよう、掲出前に市の審査を受けていただくとともに、市から内容等の修正等の指示を受けた場合には、これに従っていただく必要があります。なお、広告原稿の審査から掲出開始まで、概ね3週間～1か月の期間が必要となります。

⑥上記のほか、小牧市広告掲載要綱、小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領に従ってください。

⑦令和8年度に開催されるアジア競技大会の大会開催期間中(準備・片付け期間も含む。)は広告の掲載ができなくなる場合があります。この間について、既納の使用料及び広告掲出料については、還付します。(期間については令和8年7月中旬～令和8年11月上旬の予定)

### 3 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とします。

- ・ 応募資格のない者が応募したとき。
- ・ 所定の日時及び場所に申込書を提出しないとき。
- ・ 2以上の応募をしたとき。
- ・ 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき。
- ・ 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が応募したとき。
- ・ その他市が指示した事項及び応募に関する条件に違反したとき。

### 4 広告取扱者の選定

#### (1) 選定方法

提出された書類に基づき広告掲出料が一番高い者を選定します。

(一番高い広告掲出料を提示した者が複数の場合は、くじ引きにより決定します。)

#### (2) 結果の発表

申込者に対して文書で通知します。また、選定した広告取扱者の所在及び名称並びに連絡先については、市ホームページ等において公表します。

#### (3) 広告取扱者の取扱い

①広告取扱者は、市長が指定する日までに、都市公園内行為許可申請書を提出し、当該申請に係る許可を受けてください。

②広告取扱者は、市長が指定する日までに、住所又は所在地が市内にある広告主については、市税の納税状況を健康生きがい支え合い推進部文化・スポーツ課が総務部収税課に照会し、必要な確認を行うため広告主の同意書(別紙2)を提出してください。なお、住所又は所在地が市外にある広告主については、納税証明書を提出してください。

③広告取扱者は、広告掲出にあたり市と広告業務に係る契約を締結する必要があります。

### 5 その他

(1) この要項に適合しないもの、虚偽の内容が記載されているものは失格となります。

(2) 審査の経緯の公表はしません。また、審査結果に対しての異議申立ては、受けません。

(3) 申込者は、広告取扱者の決定後において、この募集要項等の内容について、不明又は

錯誤等を理由に異議申立は、受け付けません。

- (4) 提出に要する費用は、申込者の負担とします。
- (5) 提出された書類等は返却しません。
- (6) その他、小牧市広告掲載要綱及び小牧市スポーツ公園総合体育館内広告掲出事務取扱要領の規定を熟読のうえ応募してください。

## 6 申込書等の提出期間及び提出場所

- (1) 提出期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月30日（金）まで  
(土曜日、日曜日及び祝日を除く。) の午前9時から午後4時まで (正午から午後1時を除く。)
- (2) 提出場所 健康生きがい支え合い推進部文化・スポーツ課 (小牧市役所本庁舎3階)  
〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地
- (3) 提出物
  - ・小牧市スポーツ公園総合体育館内広告業務申込書 (様式1)
  - ・提案書 (記載事項 : ①看板施設の設置、維持管理、撤去及び原状回復の方法、②看板施設のフレームの色、材質、規格等がわかる写真又はイメージ図、③自社の広告掲出基準、④問題発生時の対応方法、⑤広告主の募集方法、⑥想定される広告主の業種、⑦広告掲出料の提案金額※1月当たりの広告掲出料(税込み)を1,050円以上で記入してください。)
  - ・過去2年間における地方公共団体の広告掲出事業の実績
  - ・履歴事項全部証明書 (個人事業主の場合は、身元証明書及び登記されていないことの証明書。) (※提出期限前3か月以内に発行されたもの。小牧市に入札参加資格の登録をしている場合には、提出不要です。)
  - ・申込みを行う年度 (税の納期未到来の場合は、前年度) の納税証明書又は未納がないことの証明 (法人 : 法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、特別法人事業税、自動車税、法人市民税、固定資産・都市計画税、個人事業主 : 所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、自動車税、市・県民税、固定資産・都市計画税) (※提出期限前3か月以内に発行されたもの)
  - ・事業者概要 (別紙3) (個人事業主の場合は、事業主の身分証明書)
- (4) 提出方法 提出場所に持参 (郵送、FAX又はメールによる提出は受け付けません)

## 7 広告業務に関する問合せ先

〒485-8650 小牧市堀の内三丁目1番地  
健康生きがい支え合い推進部 文化・スポーツ課 施設運営係  
電話 : 0568-76-1167 (直通) FAX : 0568-75-8283